

福山北警察署自動販売機設置事業募集要領

(一般競争入札)

広島県警察では、次のとおり福山北警察署に飲料用の自動販売機を設置する事業者（以下「自動販売機設置事業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、飲料用の自動販売機の設置を希望される法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札へ参加を希望される方は、この募集要領のほか、「福山北警察署自動販売機設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）、「福山北警察署自動販売機設置事業賃貸借契約書（案）」及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

福山北警察署自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、歳入を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

(3) 貸付施設の概要

ア 貸付場所

福山市神辺町大字新道上字三丁目14番

福山北警察署 1階

イ 設置種類

紙パック式又は紙パック・缶・ペットボトル混合式

ウ 貸付面積

1. 35㎡

(4) 募集の仕様

仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和8年8月1日～令和13年3月31日（4年8か月間）

※更新はありません。

(6) 契約に当たっての留意事項

ア 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき行われる、自動販売機を設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により当然に終了し、契約の更新はありません。

イ 地方自治法第238条の4第5項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。

ウ 自動販売機設置事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

エ 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所への自動販売機の設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがあります。

(7) 貸付料

自動販売機設置期間中の貸付料は、落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

なお、貸付料（落札価格）には自動販売機稼働に必要な光熱水費は含まないものとします。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機を自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税、特別法人事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札までのスケジュール等

- (1) 仕様書等の交付場所、交付期間及び交付方法

交付期間	令和8年6月22日（月）～令和8年6月30日（火） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日（土・日曜日及び祝祭日。以下同じ。）は交付しません。
交付方法	交付場所で受け取る又は広島県ホームページからダウンロードしてください。
交付場所	広島県警察本部総務部施設課管財係 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268

- (2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県警察の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年6月22日（月）～令和8年6月30日（火） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日は受付を行いません。
提出方法	入札参加資格確認申請書（様式第1）に必要事項を記入し、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の受付期間内に必着するようお願いいたします。

提出書類	事項	法人	個人
		○	○
②	身分証明書（市町村発行のもの）		○
③	商業登記全部事項証明書（現在又は履歴事項証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	印鑑（登録）証明書	○	○
⑥	広島県税、特別法人事業税の納税証明書（広島県税、特別法人事業税について未納がないことの証明書）	○	○
⑦	消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	○	○
⑨	誓約書（様式第2）	○	○
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。		

※1 ②、③、⑤、⑥及び⑦については、発行後3か月以内の原本とします。

※2 郵送等により送付する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものにより送付してください。以下、この要領において「郵送等」とある場合はすべて同じようにしてください。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して令和8年7月2日（木）までに書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができます。

提出期限	令和8年7月6日（月）午後5時
提出方法	説明要求の書面（様式自由、要代表者印）により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。
回答期限	令和8年7月8日（水）

(3) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この要領、仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年6月22日（月）～令和8年7月2日（木） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日は受付を行いません。
------	--

提出方法	福山北警察署自動販売機設置事業に関する質問書（様式第3）に記入の上、持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。郵送等による場合は、上記の受付期間内に必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。

イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、令和8年7月6日（月）までに広島県警察のホームページにおいて公表します。

4 入札について

(1) 入札書の提出方法

持参により提出してください。電報、郵送等による入札は認めません。

(2) 入札書の提出期限

令和8年7月10日（金）午前10時

(3) 入札書の提出場所

広島県庁舎東館18階会議室（広島市中区基町9番42号）

(4) 留意事項

入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

また、入札に当たっては次のものが必要となりますので、持参してください。

ア 入札書（様式第4）

イ 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）

ウ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

エ 委任状（様式第5）（代理人によって入札する場合）

5 開札について

(1) 開札日時

令和8年7月10日（金） 午前10時00分

(2) 開札場所

広島県庁舎東館18階会議室（広島市中区基町9番42号）

6 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立合いの下で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県警察が予定する契約期間全体の貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会ってい

ない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

7 入札に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 入札の無効
次に該当するときは、その入札は無効とします。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
 - ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載方法等
 - ア 入札書(様式第4)には、契約期間全体(4年8か月間)の貸付料を記載してください。
 - イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた年額を入札書に記載してください。
 - ウ この要領(別紙を含む。)及び仕様書を熟読の上、入札してください。この場合において、要領等についての不知又は不明を理由として、入札書提出後に異議を申し立てることはできません。
- (4) 落札者等の通知
開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、入札者に知らせます。

8 契約手続

- (1) 契約の締結等
 - ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内(閉庁日を除く。)に、別添「福山北警察署自動販売機設置事業貸借契約書(案)」に基づき広島県警察と自動販売機設置に係る貸借の契約を締結していただきます。
 - (ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。
 - (イ) 契約締結後速やかに財産借受願(仕様書様式第1)を広島県警察に提出してください。
 - (ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。
 - イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。
 - ウ 契約書は3通作成し、貸付人、借受人及び連帯保証人が1通ずつ保有するものとします。
- (2) 契約保証金
免除します。
- (3) 連帯保証人

- ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。
- イ 契約締結後速やかに連帯保証人届（仕様書様式第3）に次の書類を添付して広島県警察に提出してください。

連帯保証人が個人の場合	連帯保証人が法人の場合
身分証明書（市町村発行のもの） 印鑑登録証明書 広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書）	商業登記全部事項証明書（現在又は履歴事項証明書） 印鑑証明書 広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書） 企業概要の資料

- ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和9年度分の貸付料相当額とします。
- エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。
- （ア）財産及び収支の状況
- （イ）落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- （ウ）主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

9 貸付料の支払方法

- (1) 貸付料は、広島県が発行する納入通知書により、次のとおり納付しなければなりません。
- ア 令和8年度分
令和8年7月31日（金）までに納付
- イ 令和9年度以降分
年度毎に4月30日までに納付
- (2) 納入期限前までに貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。
- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

10 その他の留意事項

- (1) 自動販売機設置事業関連規定の遵守
広島県警察と本件自動販売機設置事業に係る貸借契約を締結した自動販売機設置事業者は、本要領のほか、仕様書及び福山北警察署自動販売機設置事業貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。
- (2) 自動販売機の設置に伴う承認等
自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、自動販売機設置承認申請書（仕様書様式第2）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、広島県警察に提出し、

承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(3) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、広島県警察と自動販売機設置事業者が協議の上決定します。

(4) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、自動販売機設置事業者の負担とします。

なお、現時点、新たなコンセントの設置は不要です。

(5) 自動販売機の撤去契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県警察に返還する場合は、借受財産返還書（仕様書様式第4）を提出しなければなりません。

(6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

(7) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。

(8) 契約手続において使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

11 参考事項

貸付場所における過去の自動販売機の販売状況は次のとおりです。

販売本数：12,690本^{※1}

（算定対象期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）

販売品目：清涼飲料水類

必要経費：月額2,000円程度^{※2}

※1 販売本数は、当時設置していた自動販売機設置事業者の申告によるものです。

※2 令和7年度請求実績による。

(様式第1)

入札参加資格確認申請書

令和 8 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者))
(電話番号))
(メールアドレス))

令和8年6月22日付けで公告のあった福山北警察署自動販売機設置事業の入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、福山北警察署自動販売機設置事業募集要領の「2 入札参加資格」を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

○添付書類（提出する書類に○を付けること）

- () 身分証明書（市町村発行のもの）
- () 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- () 確定申告書（写）
- () 印鑑（登録）証明書
- () 広島県税及び特別法人事業税の納税証明書（広島県税及び地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）
- () 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか。）
- () 設置する自動販売機のカatalog（販売商品・単価含む。）
- () 誓約書（様式第2）

○自動販売機を自ら管理・運営する3年以上の実績状況

設置施設名等	所在地	設置台数	設置期間

※設置施設名・所在地・設置台数・設置期間を3か所まで記載すること。

(様式第2)

誓約書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地

商号・名称

代表者名

(担当者名)

今般の福山北警察署自動販売機設置事業の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

(様式第3)

令和 8 年 月 日

福山北警察署自動販売機設置事業に関する質問書

福山北警察署自動販売機設置事業に関する募集について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者	
	電 話	
	メールアドレス	
質問数		

No.	資料名	符号	項目	質問の内容
1				
2				
(例)	募集要領	1-(5)	貸付期間	

(様式第4)

入 札 書

※貸付期間全体の貸付料（消費税及び地方消費税込み）を記入すること。

貸付料（消費税及び地方消費税込み）

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

 円

ただし、

福山北警察署自動販売機設置事業に係る貸付料として

上記のとおり、福山北警察署自動販売機設置事業募集要領、福山北警察署自動販売機設置事業に係る仕様書、公告、広島県会計規則及び広島県契約規則について承諾の上、入札します。

令和 8 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

広島県警察本部長 様

注1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
注2 入札者は、実印（法人にあっては、社印・代表者印）を押印してください。
注3 代理人による入札の場合は、代理人は委任状（様式第5）で指定した印鑑を
押印してください。

(様式第5)

委任状

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

使用印鑑



※代理人が入札書（様式第4）に押印する印鑑は、この印鑑を使用してください。

委任事項

福山北警察署自動販売機設置事業に係る入札に関する一切の件

(様式第6)

入 札 辞 退 届

令和 8 年 月 日

広島県警察本部長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

次の入札は、辞退します。

募集事業名称	福山北警察署自動販売機設置事業
開札予定年月日	令和8年7月10日(金)

注 この届けは、入札執行の完了に至るまでに発注機関に直接持参するか、又は郵便等（入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までに必着するものに限る。）により提出してください。

なお、郵便等により提出する場合に地理的条件等により、入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までにこの届けが到達しないおそれがある場合は、併せて、発注機関に対して入札辞退を電話連絡してください。